

【対策スペース誘導（隔離）判断基準】

1 受付時の基準

- (1) 発熱37.5度以上の者
- (2) 咳症状が顕著な者 ← 風邪症状等のある者（変更前）

2 対策スペース誘導（隔離）判断基準について

- (1) 発熱37.5度以上の者
- (2) 咳症状が顕著な者
- (3) 新型コロナウイルス感染及びその他のウイルス感染が疑われる者
(息苦しさ、強い倦怠感、咳・頭痛・喉の痛み、下痢・嘔吐等)
- (4) 新型コロナウイルス感染症者の濃厚接触者等

※上記(3)(4)は保健師等の問診により判断する。

3 避難経過後の基準

別添避難者カードにより発熱や風邪症状等を確認し、保健師と連携し誘導（隔離）する。

4 共通事項

誘導（隔離）対象者に家族等の付き添いが必要と認められる場合の付き添いは、原則1名程度とする。

※受付時の3密を避けるとともに、保健師が配置できない場合を想定した対応。

※市内に新型コロナウイルス感染者が発生した場合には、保健所との連携により、基準の見直しも検討する。

※付き添いの人数は、状況により柔軟に対応する。